

一般社団法人日本精神科救急学会 選挙細則

第1章 総則

第1条（目的）

一般社団法人日本精神科救急学会（以下「この法人」という。）は、この法人の会務の遂行と事業の円滑な運営を図ることを目的として、役員及び代議員の選挙規定に関する細則（以下「本細則」という。）を定める。

第2条（会則等との関係）

役員および代議員の選挙については、この法人の「定款」及び「代議員選出規定」、「理事選出規定」に定める他は、本細則によって行う。

第2章 代議員選出委員会及び理事選出委員会

第3条（代議員選出委員会）

本細則の目的達成と、選挙実務の円滑な運営を図るために、代議員選出委員会を置く。

2. 代議員選出委員会は、委員長および委員により構成され、選挙に関する実務を遂行するとともに実務に携わる者を管掌する。その際、代議員に立候補する予定の者は含めない。また、委員長は理事、代議員になることはできない。
3. 代議員選出委員会は、別途定める「代議員選出規定」により業務を遂行する。
4. 代議員選出委員会は、代議員有資格者名簿を作成し、選挙実施年の3月1日までに代議員有資格者に対し代議員選挙の告示をする。
5. 選挙の結果、有効投票数の等しい者が2名以上あった場合、代議員選出委員長は抽選によって順位を決定する。また、地区内の偏りを防ぐため、同法人の同組織に所属するものは3名以下とし、調整する。
6. 代議員選出委員長は、本細則に定めのない事項が生じた場合は理事長に答申し合議する。

第4条（理事選出委員会）

本細則の目的達成と、選挙実務の円滑な運営を図るために、理事選出委員会を置く。

2. 理事選出委員会は、委員長および委員により構成され、選挙に関する実務を遂行するとともに実務に携わる者を管掌する。その際、委員は理事になることを希望しない代議員または正会員の中から選ぶ。
3. 理事選出委員会は、別途定める「理事選出規定」により業務を遂行する。
4. 理事選出委員長は、本細則に定めのない事項が生じた場合は理事長に答申し合議する。

第3章 役員などの選任

第5条（代議員の選出基準）

代議員は、「代議員選出規定」の定めるところにより、選挙にて選出され、理事会の承認を経て代議員総会及び会員報告会に報告される。

2. 代議員数の上限は「正会員のおおよそ12%」とし、代議員として積極的に活動してもらえらるる会員に代議員になってもらうよう、代議員会の充実を図る。
3. 緩い地域性を導入し、各地区の活動を高めるべく、適正に近い代議員数になるように調整して

いく。選挙人及び被選挙人の所属する地区は、選挙が行われる年の1月1日現在の勤務地によって決める。ただし現に勤務していない者は主な住所とする。

4. 地区別を優先して選出された代議員の結果を見て、正会員の12%に著しく満たないところは、追加し、調整する。その際職域を考慮する。その職域は「医師」、看護職、心理士、精神保健福祉士、作業療法士などの「医療職」、大学、大学院、研究機関等の「その他専門職」、事務職、コンシューマーなどの「一般」の区分とする。
5. 選出方法としては、選挙実施年の1月1日の代議員有資格者名簿を2月1日までに全会員に配布し、自薦、他薦により代議員候補者が決定される。
6. 代議員になろうとする者は、自薦、他薦を問わず所定の書面をもって届け出る。他薦の場合、推薦者は所属する地区の代議員有資格者から推挙する。
7. 代議員の選出については、自薦、他薦の数は関係なく、自薦と他薦のあった者から投票にて選出とする。
8. 投票は、選挙人が所属する地区の代議員候補者より選んで3名以内連記とし、直接無記名で郵送にて行う。但し、同じ名前を2回以上記入した場合無効とする。この内容以外の投票があった場合、委員会で審議し、その結果を理事会に報告する。
9. 代議員選出委員会は、届け出のあった者の中から、原則として地区別、職域別の割合が、ほぼ本細則に添うような形になるように代議員候補者を選定する。ただし本細則の規定を超える時は代議員選出委員会で調整し、理事会に結果を報告する。理事会は選定結果を代議員総会及び会員報告会に報告する。
10. 代議員選出委員になったものは原則代議員になることはできない。しかし、代議員候補者の選定結果の報告を受けた理事会が、最終的な調整をすることができる。

第6条（理事の選出基準）

理事は、代議員選挙により選出された新代議員の中から選出される。

2. 新代議員が決定後、理事選出委員会が理事への自薦、他薦方法について通知する。
3. 受け付けた自薦、他薦について、地区のバランスも考慮し、新理事の原案を作成する。
4. 新代議員会にて、新理事案をもとに、「第5条-5、7」に準じて、新理事を選任する。

第7条（監事の選出）

監事は、定員を2名とし、正会員の中から、自薦・他薦により選出され、理事会で承認され、代議員総会で承認された後、会員報告会で報告される。任期は選任された日から次期監事が代議員総会で報告された日までとする。

第8条（無投票並びに欠員補充）

各選挙の立候補者または被推薦者の数が、定数に合致もしくは満たない場合は、投票を行うことなく立候補者または被推薦者を代議員または理事に選出する。

2. 欠員の補充は、理事会が行う。

第4章 本細則の修正

第9条（細則の修正および改定）

本細則の修正および改定は、理事会及び代議員総会の承認を得た上で会員報告会に報告する。

本規定は、平成30年4月2日より施行とする。